

令和7年3月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 令和7年2月28日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 福岡里香議員 (1) 多文化共生社会の実現のための対応について
(2) 新型コロナワクチン接種の予診票について
(3) 太陽光発電設備の導入について
(4) 町内会のあり方について
2. 荒川義孝議員 (1) 都市のスポンジ化を考える～都市のコンパクト化は必要か～
3. 長谷川広昌議員 (1) 財政運営について

出席議員

1番	橋 本 友 樹	2番	荒 川 義 孝
3番	神 谷 直 子	4番	杉 浦 康 憲
5番	野々山 啓	6番	今 原 ゆかり
7番	福 岡 里 香	8番	岡 田 公 作
9番	長谷川 広 昌	10番	北 川 広 人
11番	鈴 木 勝 彦	12番	柴 口 征 寛
13番	倉 田 利 奈	14番	黒 川 美 克

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	深 谷 直 弘
教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	木 村 忠 好
総合政策グループリーダー	榊 原 雅 彦

秘書人事グループリーダー	野 口 恒 夫
I C T推進グループリーダー	平 川 亮 二
I C T推進グループ主幹	東 文 彦
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
財務グループリーダー	本 多 征 樹
市 民 部 長	岡 島 正 明
市民窓口グループリーダー	神 谷 直 子
経済環境グループリーダー	島 口 靖
税務グループリーダー	西 口 尚 志
福 祉 部 長	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	東 條 光 穂
地域福祉グループ主幹	角 谷 権
介護障がいグループリーダー	都 築 真 哉
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	中 川 幸 紀
健康推進グループ主幹	鈴 木 美奈子
こ ども 未 来 部 長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
土木グループリーダー	清 水 健
都市計画グループリーダー	村 松 靖 宣
防災防犯グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	亀 井 勝 彦
上下水道グループ主幹	大 村 智 康
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	小 嶋 俊 明

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
主 査	森 本 将 史
主 任	立 花 容史枝
主 事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆様、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 一般質問を行います。

初めに、7番、福岡里香議員。一つ、多文化共生社会の実現のための対応について、一つ、新型コロナウイルスワクチン接種の予診票について、一つ、太陽光発電設備の導入について、一つ、町内会のあり方について、以上4問についての質問を許します。

7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一問一答方式で質問させていただきます。

ただし、多文化共生社会の実現のための対応については、先日の一般質問と重複する部分があったため、質問の一部を省略いたします。

まず初めに、多文化共生社会の実現のための対応について。

私は、高浜市が掲げる大家族たかはまというスローガンの下、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを進めることを強く願っております。

高浜市は多文化共生を推進し、多様な人々が支え合いながら暮らす地域として発展してきました。その中で、外国籍市民の皆様もまた地域社会の一員としてともに暮らしともに支え合う大切な存在であると考えております。

しかしながら、市民の皆様から外国籍住民の方々が高浜市のルールをしっかりと守り納税を適切に行い地域社会の一員としてともに歩んでほしいという声が寄せられています。

私自身も、このまちに住む全ての方々が互いに信頼し合い安心して暮らせる環境を整えることが重要だと考えています。

そこで、今回の質問では、外国籍市民の方々が地域社会に円滑に溶け込み高浜市の一員としての責務を果たしながらともに暮らしやすいまちを築くために必要な課題や施策について、市の考えをお伺いしたいと思います。

本市の町内会への加入者数が年々減少してきていますが、外国籍市民の加入率も12.6%と低く、地域の一員としての関りが希薄になりがちです。

そこで、町内会に加入することで加入時の特製ギフトや提携商店・飲食店での割引特典、公共施設の利用料割引が受けられるほか、防災グッズや日用品の支給、災害時の飲料水、非常食の優先配布、避難所設備の優先利用などのメリットや入学・進級時の子供向けプレゼントとして文房具セット、お祝い品が提供されるなど、何らかのインセンティブを提供する施策を導入することで加入促進を図ることができると思いますが、こうした施策の実施可能性について、市の見解をお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 町内会、本来の趣旨、我々が最大のメリット、目的として期待をしております災害時などいざというときに助け合えるような関係の構築が実現されることが、まず何よりも重要と考えております。

そういったところで、お金やものでのインセンティブを与え一時的に加入率の向上を目指すより、まずは必要性を感じて加入をしていただく仕掛けづくりというところが重要であると考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

仕掛けづくりというのは、例えばどのようなものでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 仕掛けのところですが、つい先日、市民会議という形で大阪大学の松村教授という方をお呼びして仕掛けづくりの市民会議をやったんですけれども、そこでも同じような質問が出ておりました。町内会の加入率が下がっているんだけど、何かいい仕掛けがないかというところで何かものを、インセンティブを与えたりしてはどうだというようなところの御質問があった際に、松村教授からは、インセンティブを与えて加入率を上げたとしてもインセンティブありきになってしまうと。そうすると、やっぱりものがなくなったら同じまた状況になってしまうよというような御指摘をいただいて、それではなくて、やはり必要性を感じてもらって入っていくちょっとした工夫、仕掛けというのが重要だと思います。

ただ、その仕掛けというのがすぐにまだないような状況なので、そこを今後しっかり研究していきたいと思っております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

仕掛けづくりを検討のほう、よろしくお願いいたします。

次に、言語や文化の違いが町内会への加入を妨げる一因であると考えます。

そのため、外国籍市民を対象に町内会の役割や活動内容、加入のメリットを説明する専用の説明会を定期的で開催し、多文化共生コミュニティセンターなどで通訳つきで説明する機会を設け

ることで加入率向上につながるのではないかと考えますが、このような機会は設けられていますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 外国籍市民の方への情報発信の最も有効な手段はSNSであると今感じておるところでございます。現在、広報のトピックを多言語でSNSにより配信しているという状況があります。

こうした機会を捉えてしっかりと情報発信していきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 次に、外国籍市民が町内会に加入しやすくなるよう、既に参加している外国籍市民や日本語が堪能な方を町内会サポーターとして登録し、新規加入者のサポートや活動の案内を行う仕組みをつくり、また、行政がこのサポーター制度に協力し、多文化共生コミュニティセンターと連携してサポーター向けの説明会や活動支援を行うことで、外国籍市民の加入率向上が期待できないかと考えますが、このようなサポーター制度の導入について、市の見解をお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 外国籍市民の方への情報発信の効果的な手段の一つとしては、コミュニティのキーパーソン、そうした方々からの口コミというようなところがあるかなと考えております。

こうした方々に対してしっかりと働きかけをしてまいりたいと考えます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 次に、前回の一般質問の答弁で、市税の滞納者のうち外国籍市民の割合が28.6%と高いことが分かりました。

納税意識の向上や適切な徴収対策が必要であると考えますが、市が扱う国民健康保険、介護保険料、後期高齢者医療の保険料などについても外国籍市民の滞納率は高い傾向にあるのでしょうか。また、これらの滞納について日本人と外国籍市民の比較データがあれば、人数や滞納額の割合などを教えてください。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） それでは、外国籍市民における滞納率及び滞納における日本人と外国籍市民との比較につきましてお答えいたします。

まず、国民健康保険税についてお答えいたします。

滞納率につきましては、システム上、日本人、外国籍市民との区分をした調定額の把握が困難でございますので、算出できません。

続いて、滞納における日本人と外国籍市民との比較について、滞納者数によりお答えをいたし

ます。

令和7年2月20日現在における滞納世帯数は703世帯、うち外国人の方が168世帯ということで、外国人の方の占める割合は23.9%です。

一方、令和6年4月1日現在となりますが、国民健康保険の加入世帯のうち外国人世帯の占める割合は5.8%でございます。

この国民健康保険加入世帯及び滞納世帯の状況からいたしますと、外国人の滞納率は高い傾向にあるものと考えられます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 続きまして、後期高齢者医療の保険料の滞納者についてお答えいたします。

外国人の後期高齢者医療の加入者は34人と少なく、1月末現在で滞納者は1名でございます。

よって、滞納率は高い状況ではございません。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 介護保険料の滞納者のうち外国籍市民の割合などについて御質問いただきました。

本年2月20日現在の数字でございますが、介護保険料の滞納者のうち外国籍市民の割合は29.5%でございます。また、賦課人数に対する滞納者の割合は、日本人が1.6%に対しまして、外国籍市民は29.5%、調定額に対する滞納額の割合は、日本人が0.7%に対し、外国籍市民は19.6%でございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 豊田市では、外国籍市民はなぜ税金を滞納してしまうのか、原因の一つを次のように考えて対策しています。

まず、封筒を開封しない、これは税に関する公的機関からの封筒であることを認識できていない、また、ダイレクトメールなどの区別がつかないのではないかと考えています。

そこで、外国人相談窓口の外国人相談員に相談したところ、封筒に重要という言葉と税を徴収する公的機関であることの表記が効果的であるとの助言を得て、3か国語のスタンプを作成したところ、外国人からの問合せや納税されるなどの効果が得られたそうです。

また、外国人のクレジットカード利用率の高さに注目し、愛知県のクレジット納税サイトにアクセスできるQRコードをつけたそうですが、本市ではこのような取組を行っているのか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） それでは、当市における外国人滞納者対策への取組についてお答えいたします。

まず、日本人、外国人を問わず、催告書を送付する際は赤色の封筒を使用することで視覚的にインパクトを与えているところでございます。また、12月議会の一般質問で御答弁申し上げましたとおり外国人の方に納税への理解をしてもらうよう翻訳版の催告書を送付しております。

なお、催告書や分割納付の納付書に同封するチラシには地方税お支払サイトにアクセスするQRコードを印字しております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 外国籍市民による市税等の滞納が発生する要因について、市としてどのように分析されているか、お伺いします。

特に、外国籍市民が母国に資金を送金していることが納税や保険料の支払い遅延につながっている可能性について、市として何らかの実態把握を行っているのでしょうか。また、過去に滞納者へのヒアリングや相談の中で送金が主な要因となっているケースがあったかどうかについてもお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 外国人の方が市税等を滞納する要因について市としてどのように分析しているかにつきましてお答えいたします。

まず、外国人の方が市税等を滞納する主な要因といたしまして、低収入であること、転出及び転職が多いこと、それから世帯人員が多いことであると分析をしております。

なお、母国への資金送金により滞納となるといった事例は、その滞納者の方からほとんど聞いたことはございません。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 市税や社会保険料の滞納が続いている外国籍市民の中には、日本国内での支払いが困難である一方で、母国に資産を有しているケースも考えられます。

このような場合、市として滞納処分を行う際に母国にある資産を調査、差押えすることは可能なのでしょうか。また、国際的な徴収協力の仕組みや他自治体での対応事例があればお聞かせください。

さらに、滞納者が母国に帰国し国内での徴収が難しくなった場合に市としてどのような措置を取るのかについてもお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） まず、外国人の方が母国に資産を有している場合の財産の差押えについ

てお答えいたします。

ある国の税当局が他国の税務当局からの要請に基づき当該他国の租税債権を当該他国の納税者の財産から徴収する徴収共助という制度というものはございます。これは、国税のほうではその事例はございますけれども、地方自治体での事例は把握はしておりません。

続いて、滞納者の方が母国へ帰国し国内での徴収が難しくなった場合の措置についてお答えいたします。

母国へ帰国した外国人滞納者は徴収困難となるため、地方税法第15条の7第1項第3号のその所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときにに基づき、滞納処分執行停止とします。

なお、その滞納処分執行停止から3年間経過したときにつきましては、地方税法第15条の7第4項によりその滞納者の納税義務が消滅するものでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 外国籍市民の生活保護受給について、母国に送金しているケースや母国に資産を保有しながら生活保護を受けているケースがないか実態を把握されているか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（角谷 権） 外国籍の方が母国で暮らす家族等に保護費を送金することや活用できる資産を有しているにもかかわらず資産を活用することなく生活保護を受給することは適切でないということから、いずれも申請時に確認をしています。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 生活保護は日本国内での生活困窮を理由に支給されるものですが、仮に受給者が母国に資産を持ちながら日本の制度を利用している場合、公平性の観点から問題があると思います。

市として生活保護を受けている外国籍市民が母国に送金している実態の有無や資産の調査をどのように行っているか、また、不正受給を防ぐための対策について、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（角谷 権） お答えします。

外国籍の方に対する生活保護を適用する場合においても、日本国民と同様に生活保護の要件を満たす必要がございます。

要件の主なものに能力の活用や資産の活用があり、能力の活用については働ける方は能力に応じて働いていただく必要があるというもので、資産の活用は預貯金、有価証券、生命保険、生活

に利用されていない土地、家屋等を所有している場合は売却して生活費に充てていただく必要があるというものです。

活用できる資産があるにもかかわらず現状において生活の維持が困難な場合は、在留カード等により在留資格を確認の上、人道的な観点から一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて一時的に生活保護を適用することがございますが、資産の売却等ができた時点で返却していただくことになります。

外国籍の方が資産を所有しているかどうかについては、資産申告書において確認し、活用できる資産があれば活用してもらうよう説明しています。また、母国に送金をしているかどうかについては、申請時に預貯金等により確認し、送金をやめていただく必要がある旨を説明しています。

加えまして、生活保護受給後においても疑わしい場合は預貯金等の調査を実施しています。

なお、不正受給を防ぐための対策としましては、訪問調査や収入及び資産の申告書等の提出によって生活状況や収入・資産状況を把握し、不審な点がないかを確認しています。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 前回の一般質問の答弁の中で、外国籍市民が貴重な労働力として期待されているとの御発言がありましたが、具体的にどのような分野や業種での労働力としての貢献を期待されているのか、市の見解をお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（角谷 権） お答えします。

少子高齢化社会において外国籍の方が貴重な労働力として期待されていると申し上げましたのは、減少を続ける日本の労働人口を支える役割を担うといった考え方によるもので、詳細なデータはございませんが、具体的には製造業、建設業、小売業、サービス業をはじめとした様々な分野や業種で必要とされていると考えております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 今後、外国籍市民の雇用促進や技能向上のために市として支援を行う予定があるのか、あるとしたらその具体的な施策についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 外国籍市民の方への雇用促進や技能向上に向け、ハローワーク刈谷から送付される外国人求人情報の冊子を窓口を設置するとともに、多文化共生コミュニティセンターにも配布のほうをしてございます。

そのほかにも、愛知県の日本語サポートや就労サポートのチラシを窓口を設置のほうをしています。

今後もハローワーク刈谷や愛知県と連携を図り、外国籍市民の方への雇用促進や技能向上につながる支援を実施してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 介護現場で働く者として、海外からの介護従事者は非常に貴重な存在であり、人材不足の解消だけでなく多様性のある職場環境の実現にもつながると考えています。

しかし、言語や文化の違いにより現場で指導する日本人介護従事者に負担がかかるケースもあり、指導を担当する人材への支援ややりがいの創出が重要だと考えます。

市として介護分野における外国籍人材の雇用実態や課題、現場の指導者の負担についてどの程度把握されているか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 外国籍人材の雇用実態や課題などについて御質問をいただきました。

在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するため生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性、技能を有する外国人材を受け入れる制度として平成31年4月1日に施行されております。

介護分野における特定技能外国人材の受入れについては、詳細な人数は把握しておりませんが、市内の幾つかの事業所で受け入れていることは承知をしております。

受入れの課題としては、手続の難しさや管理団体や登録支援機関に対して費用負担が発生するといったことが挙げられます。現場の指導者にとっては伝え方が難しいようで、日本人特有のオブラートに包んだ伝え方は通用しないことが多く、分かったのか聞いてもはいと答えることが多いのですが、詳しく聞くと理解をしていないことが多いといったようなことがあるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 外国籍介護従事者が介護現場に必要な日本語や専門用語を学ぶ介護専門日本語講座を設け、資格取得を支援することで現場の指導負担を軽減する取組を進めることは可能でしょうか。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 外国籍介護従事者向けの介護専門日本語講座について御質問をいただきました。

外国籍介護人材の受入れをしている事業所にとって必要なものであるとお聞きしております。

技能実習生等を紹介する登録支援機関が日本語講座を有償提供していたり、受入れをしている

法人が実施したりしているところもあると伺っております。

在留資格「特定技能」で外国人介護人材を受け入れる法人は、地方出入国在留管理局での在留諸申請を行う前に介護分野における特定技能協議会の構成員となることが必要というふうにされております。この協議会では、ホームページで国別の介護テキストや用語集がダウンロードできるようになっており、こういったテキストなども活用されているようでございます。

愛知県では、外国人介護人材受入促進事業として、外国人介護人材を受け入れる介護事業所を運営する法人等を対象に受入れ環境の整備等に係る費用助成を行っております。対象となるのは、携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェアといったツールの購入費のほか、ツールが有効活用されるための研修、勉強会、その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組に要する経費とされております。

議員が御提案される支援については、既に愛知県において取り組まれておりますので、これらを活用していただければと考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 現場で外国籍介護従事者を指導する日本人スタッフに対し、指導者研修を受講する機会を提供したりキャリアアップや給料面での評価につながる仕組みを整えることで指導のモチベーション向上を図ることはできないでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 外国籍介護従事者を指導する日本人スタッフへの支援について御質問をいただきました。

愛知県では、県内で外国人介護人材の受入れを検討している、または、外国人介護人材の受入れ、教育等に課題を感じている介護事業者等を対象とした外国人介護人材受入セミナーや県内介護事業所等において外国人介護職員の指導担当をしている職員等、外国人介護職員を対象とした指導担当職員特化型セミナー、外国人介護職員向けセミナーなどを今年度もそれぞれ県内2か所の会場で開催をしております。法人によっては、この県が主催する研修に職員を参加させていると聞いております。

また、指導者のキャリアアップや給与面での評価につながる仕組みについては、なかなか確立できていないのが現状のようですが、県の研修や、先ほど答弁で御説明した県の外国人介護人材受入促進事業制度を活用していただくことでモチベーションの向上につなげていただけるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 外国籍介護従事者と日本人介護従事者が互いに理解を深め円滑に働けるよ

うに、地域の多文化共生コミュニティセンターと連携した文化交流イベントや外国籍介護従事者の悩み相談窓口を設置することは可能でしょうか。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 外国籍介護従事者との連携や相談について御質問をいただきました。

高浜市多文化共生コミュニティセンターでは、市内在住の外国籍の方を対象として、仲間づくり、日本語学習、生活相談などに取り組んでおります。

市としましては、各事業所での受入れ状況を把握しておりませんので、市内事業所へ多文化共生コミュニティセンターに関する情報提供をさせていただくことによって、既に実施しているセンターの行事や日本語教室、生活相談については御活用いただけるものと考えております。

しかしながら、介護分野に特化した内容となると専門的な知識等が必要となりますので、現状で対応可能な範囲でセンターを活用していただくことを考えております。

なお、外国籍介護従事者の悩み相談窓口としては、登録支援機関が実施する無料相談サポートを活用している事業所もあると聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 前回の一般質問の答弁で、市内の刑法犯の認知件数が増加傾向にあり、高浜市の治安が悪化しているとお話がありました。

そこでお伺いしますが、この治安の悪化と外国籍市民の増加には関連性があると市は考えているのでしょうか。また、仮に関連性があるとすれば、どのようなデータや根拠を基にその判断をされているのか、お聞かせください。逆に、外国籍市民の増加とは関係がないと考えている場合は、治安の悪化の主な要因をどのように分析されているのかについて、市の見解をお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（芝田啓二） さきの12月の一般質問で令和6年10月末現在の本市の刑法犯の認知件数をお答えさせていただきましたが、先日、令和6年の確定値が公表されました。本市の令和6年の刑法犯の認知件数は412件で、前年の令和5年の316件と比較しますと96件の増加となっております。

刑法犯の認知件数が最も増加している犯罪が自転車盗で、令和5年の発生件数は87件でありましたが、令和6年は146件と前年度比59件の増加となっております。

御質問の外国籍市民の増加と治安の悪化、刑法犯の認知件数の増加の関連性につきましては、碧南警察署が公表いたします刑法犯・重点犯罪発生状況には、主な犯罪の手口や発生件数等の記載はございますが、日本人、外国籍の区分がないため、御質問の判断、分析等ができない状況と

なっております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 治安の維持や改善のために、市として今後どのような対策を講じる予定かについてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（芝田啓二） 御質問の治安の維持や改善のための対策等でございますが、本市において市内在住の外国籍の方の人口割合が増加傾向であることや、市内の刑法犯の認知件数が増加傾向にあることから、引き続き外国籍の方を含めた街頭や店舗等での防犯啓発活動や生活指導などの実施など、町内会、まちづくり協議会、高浜市防犯ネットワーク会議、碧南警察署等の関係団体と連携を図りながら進めてまいります。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

外国籍市民の方々が、地域社会に円滑に溶け込み高浜市の一員としての責務を果たしながらともに暮らしやすいまちを築くため、今後も引き続き多文化共生の推進に御尽力いただきますようお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

次に、新型コロナワクチン接種の予診票について。

新型コロナワクチンの接種は、2021年2月、まずは医療従事者への先行、優先接種が続いて同年4月に高齢者への優先接種が始まりました。その後、希望者への接種が始まり、2回目、3回目、4回目の接種と続きました。

そこで、本市における新型コロナワクチン接種数の累計についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 本市において新型コロナワクチン接種の特例臨時接種分の累計につきましては、14万5,493回分となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 予防接種法に基づく予防接種を受け、副反応等で健康被害が生じた場合かつ予防接種と健康被害の因果関係が認められた場合、予防接種健康被害救済制度が適用され市町村から医療費や年金等が給付されますが、これまで本市に何件適用されたのか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 現在までに10名からの相談がありましたが、健康被害調査委員会に申請がありましたのはそのうちの2件で、国の決定がありましたのもその2件となっておりますのでお願いします。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 新型コロナワクチンの接種は2回、3回、4回と続きましたのでその回数は膨大になっていることと思います。

その中で残念ながら副反応等で健康被害が生じた場合、先ほど申し上げましたとおり予防接種健康被害救済制度が適用され、その際、接種証明としてどこの誰がいつどんなタイプのワクチンを接種したのかを記録した予診票が必要となります。

そこで、この予診票は誰が保存することになっているのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 厚生省令の予防接種法施行規則の規定では、市町村または都道府県知事は定期の予防接種を行ったときは予防接種に関する記録を作成し、これを5年保存しなければならないと定められております。

本市では、紙の予診票に加えまして健康管理システムに予防接種の内容を記録しているほか、スキャンした予診票の電子データでも保存しておりますので、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

新型コロナワクチンについては、令和5年度末まで特例臨時接種という扱いでした。そして、健康被害救済制度によると、特例臨時接種は無期限で給付を請求できるとされています。

しかしながら、予診票の保存期間は5年間とされており、それ以降は自治体の判断で破棄することになっています。このことが問題視され、厚生労働省では保存期間を延長する方針を固めました。具体的な期間については未定です。

そこで、本市における予診票の保存期間についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 公文書は定められている保存年限が過ぎれば廃棄することとしておりますが、保存年限が過ぎても保管しておく必要がある場合は廃棄することなく引き続き保管することができます。

特例臨時接種の新型コロナワクチンの予診票は14万枚以上あることから保管場所の問題もあります。今後、紙での保管が難しくなる場合に備え、全ての予診票をスキャンし電子データ化しております。

現在、厚生労働省は予防接種記録のデジタル化と併せて接種記録の保存期間の見直しを行っており、今後、具体的な保存期間が決定された際には適切に対応してまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ぜひ5年以上保存のほうをよろしくお願いいたします。

新型コロナワクチンは、令和6年度から定期接種となりました。

本市でも、昨年の10月1日より重症化リスクの高い65歳以上の高齢者と60歳以上65歳未満で心臓、腎臓または呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により身体障害者手帳1級相当の障害を有する市民を対象に新型コロナワクチンの定期接種を実施しています。そこで使用されるワクチンは5種類で、うち1種類は今回初めて使われるタイプのワクチンになります。

健康被害救済制度では、定期接種による健康被害の給付申請期間は5年と定められています。

よって、現行の予診票の保存義務期間内ですので問題は生じませんが、仮に副反応が生じて給付申請をする場合、膨大な予診票の中から速やかに照会する必要がありますが、その手法についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 本市では、健康管理システムに予防接種の内容を入力し電子データでも保存していますので、データベースから必要な接種情報を照会することが可能となっております。

また、紙やスキャニングした予診票につきましては、医療機関ごとに接種日順に整理して保管しておりますので、接種医療機関や接種日の情報から照会し、予診票を確認することも可能となっておりますので、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 新型コロナワクチンについては、令和6年4月を境に特例臨時接種から定期接種に変わったこと、それにより健康被害救済制度における給付申請期間も変わったこと、また、そもそも健康被害救済制度があること、定期接種では5種類のワクチンがあること、それぞれ副反応の可能性があることなど、接種を受ける市民に対して説明義務があります。

インフォームドコンセントという観点から、これらの義務についての見解と対応をお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 今年度から新型コロナワクチンの接種は定期接種に位置づけられ、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、予防接種法の定期接種B類として実施することとなりました。

予防接種法に基づき適正かつ円滑な予防接種の実施を目的として国が定めた定期接種実施要領では、市町村長は、予防接種制度の概要、予防接種の有効性、安全性及び副反応、その他接種に関する注意事項等について十分な周知を図ることとされており、本市におきましても、予防接種の予診票に説明書を同封し、予防接種の有効性や副反応、一般的な注意事項に加えて健康被害救済制度についても説明をさせていただいております。

さらに、新型コロナウイルス感染症はB類疾病であることから、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ自らの意思で接種を希望する者のみ接種を行うものであることも明示をしております。

一方で、新型コロナワクチンの定期接種は、医療機関での個別接種を実施しております。各医療機関が使用するワクチンを選定していますので、使用ワクチンの説明は医療機関で行っていただいております。

予診票には、医師の診察、説明を受け、予防接種の効果や重篤な副反応の可能性について理解した上で接種を希望しますかという同意欄を設け、説明と同意の取得に努めておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

令和6年度からは予防接種法に基づかない任意接種も始まっています。そして、この任意接種で副反応による健康被害が生じた場合は、健康被害救済制度とは別の医薬品副作用被害救済制度による救済を請求することとなっています。

任意接種については市に関わることはありませんが、市民からすれば接種内容によって救済制度が変わったり接種時期によって救済制度の給付請求期間が変わったりするのは非常に分かり難いです。

市に関わる部分につきましては丁寧に対応していただくことを要望させていただき、次の質問に移らせていただきます。

次に、太陽光発電設備の導入について。

太陽光発電設備についての質問は、今回で4回目となります。

今回も市民の方から寄せられた御意見を基に質問させていただきます。繰り返しの質問も含まれますが、市民の方が納得できる答弁を求めていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

高浜市では、国の脱炭素政策や総合計画に基づき、公共施設への太陽光発電設備の設置を進めています。

一方で、公共施設等総合管理計画の実施により、現在、公共施設の改修工事に係る財政負担が増加しており、太陽光発電設備の設置にも大きな財政負担が伴います。

さらに、老朽化や政策変更などにより将来的に不要となった場合、撤去費用や維持管理費が新たな負担となり、市民の税金が無駄に使われる可能性があります。

加えて、火災リスクや景観への影響について、市民から不安の声も上がっています。

これらの課題を踏まえ、市長として太陽光発電設備の導入をどのように判断しているのか、市のトップとしてのお考えをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 令和6年12月議会の一般質問の答弁のほうと重複いたしますが、公

共施設への太陽光発電設備の設置につきましては、市民にとっての直接的な利益のためだけではなく、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしており、地球環境を守るといった社会的責務により推進するものでございます。

また、国の地域脱炭素ロードマップの導入方針や本市の総合計画、2050ゼロカーボンシティ宣言に基づき導入するものであり、温室効果ガスの排出量の削減は次の世代の快適な生活環境をつないでいくために欠かせないものであるというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 前回の一般質問において、環境基本計画は高浜市環境対策協議会で市民委員の意見を踏まえて策定し、パブリックコメントを通じて市民の意見を収集した上で取りまとめたと答弁されていました。

しかし、市の公式ホームページには、議事録が公開されておらず、公共施設への太陽光発電設備導入に関する具体的な意見が出たのかを確認できませんでした。

具体的にどのような意見が出されたのか、お聞かせください。

また、計画策定時のパブリックコメントでは公共施設への太陽光発電設備の導入に反対する意見はなかったとの答弁でしたが、事前に太陽光パネルの導入に伴うリスクや再エネ賦課金による電気料金の負担増などについて十分な説明がなされたのか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 高浜市環境対策協議会の委員からは、公共施設への太陽光発電設備の導入に関する具体的な意見はございませんでした。

なお、計画策定の過程におきまして、太陽光発電パネルの導入に伴うリスクにつきましては説明のほうをしております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 前回の一般質問において、太陽光発電設備の導入による市民のメリットについて伺いましたが、答弁では、カーボンニュートラルの実現や温室効果ガス削減といった環境面での社会的責務が述べられたものの、具体的に市民一人一人にどのような利益があるのかについては十分な説明がありませんでした。

例えば、電気料金の削減、市民サービスの向上、地域経済への波及効果など、市民が日常的に実感できるメリットがあるのかどうか重要です。

財政が厳しい中で多額の初期投資を要するこの事業について、どのような形で市民に具体的な利益を還元するのか、お聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、公共施設への太陽光発電設備の設置につきましては、市民にとっての直接的な利益のためだけではなく、地球温暖化が地球

全体の環境に深刻な影響を及ぼしており、地球環境を守るといった社会的責務により推進するものでございます。

なお、直接的な利益としては、電気料金の削減につながり投資回収年数による費用対効果が期待できる、災害時に停電をしても電気が使えるなどが考えられます。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

瓦のまち高浜市の景観を維持する上で太陽光パネルの設置が与える影響は決して小さくありません。

昨年10月31日には静岡県函南町でのメガソーラー建設計画が中止となりました。これは、国の政策よりも地域住民の声が反映された好例であり、非常に意義のある出来事だと考えます。

また、再エネ賦課金は太陽光パネルを設置すればするほど負担が増えることや再生可能エネルギーの買取費用を市民が負担しなくてははいけません。結果として電気代の上昇につながり、特に一般家庭や企業の経済的負担が大きくなることが問題視されています。

トランプ政権になってから世界情勢は大きく変化しており、日本の政策も今後急激に変わる可能性があります。そのため、国の方針にただ従うのではなく、常に最新かつ正確な情報を基に市民にとって高浜市がどうあるべきかを最優先に考えていただくことをお願いし、次の質問に移らせていただきます。

次に、町内会のあり方について。

市民の方から町内会に入ってお金を払ってごみの立ち当番をやってごみステーションが汚れていたら自主的に掃除もしているが、町内会に加入していない人はお金も払わずごみの立ち当番もせずにごみは自由に捨てられる。何のために町内会に入っているのか分からない。近くに住んでいる議員に訴えたががちが明かず、ほかの町内会員もばかばかしいので町内会をやめると言われている。お金を払い行政の一部に協力している市民が大変な思いをして、町内会員でない方は自由にごみステーションを使い立ち当番をしなくてよい、そのような図式はおかしいと思う。なぜ町内会費を払っている世帯だけがごみの立ち当番をしなくてはならないのか。報償金を出せばいいと思っていると思うが、立ち当番の報酬などなたもありがたく思っておりませんと連絡をいただきました。

町内会費を払っている世帯だけがごみの立ち当番をしなくてはならない理由をお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 町内会様には、この地域の安心・安全、快適な暮らしのため、身近で様々な地域の課題に対して御尽力をいただいております。

これまでの答弁の繰り返しになりますが、現在、市民の皆様や町内会さんの御尽力により、市

内に122か所もの資源物分別収集拠点を設置することができており、分別しやすい環境が整っております。

どの分別収集拠点を見ても、比較的正しく分別が行われきれいに管理されているのは、立ち番をされている皆様のおかげであると感謝しております。

今後の超高齢化社会を見据えると分別しやすい環境を整えることが重要であると考えており、分別しやすい環境整備と町内会の負担感を考慮し、引き続き資源物分別収集拠点の運営の在り方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

私の住む地域でもごみの立ち当番を負担に感じる方が多く、町内会長が定期的に立ち当番をしてくださる方を募集されました。その結果、数名の方が応募してくださり、1世帯当たりの当番回数は大幅に減り大変ありがたく思っています。

しかし、応募者の負担は増え、市がごみの立ち当番を通じて近隣住民の交流促進や助け合いの精神、コミュニティの醸成を図ると言われていますが、それは十分に機能しなくなります。

このように町内会長をはじめ、理事の方々が町内会員の負担軽減に努めてくださっていますが、市としてさらに負担を軽減するための施策や考えがあればお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 町内会員の負担軽減としましては、現在、準備を進めているところではありますが、町内会運営支援システムというものの導入を今進めております。

こちらのほうが皆さんに御活用いただいて機能していくことで、会員全体というところではないですが、班長さんや理事における広報や回覧板といった広報物の配布業務が軽減されたり、お話を聞いていると集金というところが結構負担だと言われる方もいらっしゃるもので、そのオプション機能にはなってきますが電子決済機能を搭載することで町内会費等の集金業務の軽減が期待できると考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 2025年2月現在の高浜市全体の町内会加入率と各町内会の加入率を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 町内会の加入率につきましては、毎年8月1日と10月1日時点の数字しか算出をしていないので2月現在というのはないので、申し訳ありませんが令和6年10月1日時点での加入率でお答えをさせていただきます。

市全体の加入率につきましては、これまでも議会で幾度となく答弁をしておりますが、最新では46.9%となっております。

また、各町内会ごとの令和6年10月1日時点での加入率ですが、青木町が55.9%、碧海町が39.1%、春日町が66.4%、呉竹町が57.2%、小池町が38.9%、沢渡町が43.9%、清水町が71%、神明・豊田町が33.4%、田戸町が42.8%、八幡・新田町が59.3%、稗田町が48.2%、二池町が38.5%、本郷町が67.1%、向山町が40.2%、屋敷町が40.4%、湯山町が51.2%、芳川町が37.4%、論地町が38.8%という状況になっております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 今の聞いていると、清水町、春日町、本郷町が結構60%以上で多いんですけども、何か違いとか分かれば教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） ちょっと具体的な理由がなかなか分からないところですが、清水町なんかだとやっぱり都心、都心じゃないですね、のところから離れて少し昔ながらのつながりがまだ強いような状況もありますので、そういったところで加入していただけるという方が多いのかなというようなところがあります。

ちょっとそこら辺、なぜ多いのかというのを分析するとヒントがやっぱりあるかもしれないので、ちょっと研究してまいります。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ぜひお願いいたします。

町内会に入るメリットについて教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） こちら一番最初のときに答弁をさせていただきましたが、災害時などいざというときに助け合えるような関係の構築、これが最も実現されてメリットとなるようなところになるかなと考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 過去5年間の町内会加入数と退会数を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 過去5年間というところで、令和元年4月1日から令和6年3月31日までの5年間の数字でお答えさせていただきますが、加入世帯数は5年間で789世帯、退会した世帯数は5年間で2,123世帯というような数字になっております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 町内会に新規加入される方の加入理由が分かれば教えてください。反対に、退会される方の退会理由も分かれば教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 加入や退会の理由の部分でございますが、少し数字的にちょっと古

いかかもしれませんが平成30年5月に毎年実施をしております市民意識調査の中で、町内会に入会ではなく入っている理由を調査したことがありまして、その時の回答上位4つでございしますが、一番多かったのは入会するのが当たり前、入会したほうがいいと思っているからと回答した方が39.8%、2番目に多かったのが近所付き合いのためという方、3位としてはよく分からないが入会している、4位は市役所で転入時に勧められてというような入っている理由というようなことがありました。

逆に、町内会に入らない理由も同じ調査、平成30年5月の市民意識調査の中で、これは未加入者に聞いておりまして、一番多かった入らない理由は入会しなくても困らないから、こちらが26.2%というような数字でした。2番目に多かった理由としては活動に参加できないから、3位としてはメリットが分からない、4番目としては役が回ってくるからというような状況となっております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ぜひ、大分年数たっているのもう一度市民調査していただけたらと思います。

町内会加入者が減少していることと退会される世帯が増えていることに対して市はどのように考えているのか、また、何か対策を考えて実行されていることがあればお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 町内会をはじめとする市民の皆様のつながり、御協力は今後のまちづくりにおいても必要不可欠でございます。

こうした地域の基盤となるコミュニティ組織の縮小は非常に危惧すべき状況であると考えております。

また、対策についてですが、毎年度少しずつ形を変えて実施をしているというところでございます。例えば、地域イベントのときにPRパネルといった活動や出張の入会窓口を設置したこともあります。あと、フリーペーパー、広報に載せるだけだと未加入者の方の目に届かないので、フリーペーパーにPR記事を掲載したりしたこともあります。あと、町内会長さんたちと話をされていてこういったところにアプローチしたらいいかなというようなところで、小さい子供を持つ親御さんにちょっとアプローチしたほうがいいんじゃないかということで、4か月児健診のときに町内会加入促進のロゴマークの入ったエコバッグを配布して町内会の意義や目的を説明するといったような場を設けてもらったりということもしたことがございました。

なかなかどんという効果はちょっとなかったようなところではありますが、今後、先進事例の調査研究や有識者に助言を求めるなど、効果的な取組の研究実施に取り組むとともに、町内会さんが独自で実施する加入促進の取組についても支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

町内会は、地域コミュニティの維持や防災、環境美化など、住みよいまちづくりに欠かせない役割を担っています。

しかし、加入者の負担の偏りや退会者の増加など、町内会の存続に関わる課題が深刻化しているのが現状です。

町内会に加入し地域のために尽力している方々が不公平感を抱くことなく納得して活動に参加できる環境を整えることが重要ではないでしょうか。

市として町内会の負担軽減や加入促進に向けた具体的な施策を講じ、町内会員の皆様が安心して活動できるよう、引き続き尽力していただくことをお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は11時15分。

午前11時3分休憩

午前11時15分再開

○議長（杉浦康憲） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、荒川義孝議員。一つ、都市のスポンジ化を考える～都市のコンパクト化は必要か～、以上1問についての質問を許します。

2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一問一答形式で質問を行ってまいります。

全国各地で人口減少や高齢化が進んでいます。地方都市では、郊外に住宅、店舗ができるなどして市街地が拡散し、市街地が薄く広がった状態となってきたところもあります。

この状態で人口減少が進むと、医療、商業等の生活サービスや公共交通などの維持が難しくなり、地域経済の衰退につながっていくことでしょう。

そこで、国が推進しようとしているのがコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり、都市機能をコンパクトに集約した生活拠点をつくり、それらを公共交通のネットワークで結び効率のよい都市をつくろうというものであります。

コンパクト・プラス・ネットワークを進める上での大きな障害となっているのが都市のスポンジ化、人口減少などの要因により都市の中で空き地や空き家などの小規模な低利用、未利用の土地があちこちにランダムにでき都市の密度が低下する現象のことで、計画的な開発を阻害し生活利便性の低下などの悪影響を及ぼします。この現象は地方都市で顕著に見られますが、ここ数年で全国的に拡大してきています。

本市は、都市計画マスタープランの現況と課題から、人口、世帯数は増加としています。また、年少人口は低下、老年人口は上昇していること、平均世帯人員も減少し続けていることから、高齢な世帯が増加しています。

1990年以降、一貫して人口は増加しており、人口集中地区人口、人口集中地区面積ともに増加傾向、市街化区域内の全域で可住地人口密度も高くなっている。市の北部や東部の市街化区域の外縁部や市街化調整区域で人口増加率の高い地区が見られ、スプロール的な宅地化や市街化区域内での空き家の増加などが懸念されているなど、人口増加の傾向を考えると一般的な問題とは少し異なった様相を呈しています。

現在のところ、都市のスポンジ化については問題化していないかもしれませんが。将来、人口増加のピーク以降、都市のスポンジ化が顕在してくるかもしれません。

都市のスポンジ化は、コンパクトシティや中心市街地活性化のボトルネックとして加速的に都市の衰退を招くおそれがあります。本市は人口増加に対応しつつ、主要駅を中心としたコンパクトなまちを目指すことを掲げていることから、その方策と将来に向けた方向性について確認をしてみたいです。

都市のスポンジ化は、インフラや生活サービスの維持を困難にします。人口密度が下がると公共交通や医療、福祉施設が縮小または撤退し、高齢者や車を使えない住民は生活の支障を来す事態に陥ることもあります。

まずは、都市のスポンジ化と因果関係があるとされている人口の形態についてお聞きしていきます。

直近の年齢別人口比についてはいかがでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 令和7年2月1日時点、直近の年齢別人口比でございますが、14歳までの年少人口割合につきましては13.9%、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は66.5%、65歳以上の老年人口割合は19.5%、さらにその中でも75歳以上の後期高齢者人口割合は10.8%となっております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

本市の人口形態は、主に市町村単位で人口ピラミッドをつくったときに表れる形状である星形に近いようです。年少人口と老年人口は少なくくびれていますが、生産年齢人口が非常に多いのが特徴であるかと思います。つまり、労働者が多いということであり、企業が集中して立地する都市で見られます。

人口の変動は死亡者数と出生数の差による自然増減と流出数と流入数の差による社会増減の2つの側面がありますが、出生数が多い場合は自然増、流入数が多い場合は社会増となります。

本市の人口の増減の現状について、流入流出、出生死亡などの要因を含めて教えてください。
また、今後の人口予測についても併せてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） コロナ前までは高浜市の人口、毎年微増をしておりましたが、コロナ禍を境に横ばい、微減というような状況となっております。直近の令和7年2月1日時点では人口は4万8,987人となっております。

微減となっている要因としましては、令和4年以降、日本人の転入者数を転出者数が上回る転出超過、日本人については転出の超過というような状況になっておりまして、加えて令和3年以降は死亡者数が出生数を上回る自然減というような状況になっていることが要因かなと考えております。

今後の予想の部分につきましては、高浜市人口ビジョンでは2040年までは人口が増加し、ピークが5万2,159人としているようなところでございます。その間の数字で2025年10月時点では5万563人と推計を出しているところではございますが、現状ではその推計を1,500人ほど下回っている状況でございます。

なかなか今後の状況を見通すことが難しい状況ではございますが、人口維持に向け、取り組んでいく必要があると危機感を感じております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

やや減少に転じたということですね。やはりコロナの影響は少なからずあったのでしょうか。

一般的に1980年代頃から深刻になってきた少子・高齢化により生まれてくる子供の数は次第に減少すると同時に、人口に占める高齢者の割合が増えてきておることから、死亡者数も右肩上がりの傾向となっています。

2007年以降は死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態となり、その拡大を続けながら現在に至っておりますが、本市におきましては2025年10月時点の推計と現況では1,500人を下回り減少となっています。今後の動向は分からず、予想どおり増に転じるのでしょうか。

地方都市において人口が増加した市町村を見ると、人口が増加した市町村の割合は1995年度には全体の約3割となっていました。その後低下傾向となり、2013年以降は約1割となっています。

人口が増加した市町村の特徴は、製造業、商業の集積等が見られる市町村が多く、昼夜人口比率が1倍を超え、周辺地域に比べて有効求人倍率が高いなどの雇用機会が比較的多く確保されている場合が多くなっています。

製造業や商業の立地と人口動向には一定の相関性があるものと考えますが、本市の見解はいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 製造業や商業が集積する地域では、雇用機会が増えるため地域に住む人々や新たに移住してくる人々が増加をしてくる、また、製造業や商業が集積することで地域経済活動が活性化し地域に定住する人々にとって魅力的な環境が整備され新たな住民の増加を促すものと考えておりますので、相関関係としては一定の関連性があるのかなと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

人口が減少することは、労働投入の減少に直接結びつきます。技術の進歩などによる生産性上昇に伴って成長率が上昇するなどに加えて、人口増加によって労働力人口が増加して成長率が高まることを人口ボーナスと呼び、この反対の減少を人口オオナスと呼ばれます。

今後、人口オオナスに直面し成長率が低減することが懸念されます。また、人口減少は資本投入へも影響を及ぼしてしまいます。

人口規模が維持されれば多様性が広がり多くの知恵が生まれる社会を維持することができ、イノベーションが促進されることが期待できます。人口増加の要因として、近隣産業の集積等が見られる都市への交通アクセスのよさや周辺と比較した地価の安さ等が挙げられているほか、定住を目的とした補助、土地区画整理事業の実施など住環境の整備、子供の医療費助成、保育体制の拡充等の子育て支援策の充実が挙げられていますが、本市の要因はいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 人口の増加の要因、今、議員言われるようにいろんな状況あると思いますが、本市での主な要因としましては、交通アクセスのよさと地価、土地の価格が一番の要因であるのかなと分析しております。

実際に令和5年の1年間で高浜市から異動した人、高浜市に入ってきた人、その状況と土地の地価の公示価格の関係性を分析したときに、高浜市からは碧南市さんや西尾市さん、半田市さん、東浦町には人口が流出をしています。逆に、刈谷市、安城市、知立市からは高浜市に人口が流入しているという状況がありますが、地価公示価格を見ると、刈谷、安城、知立は高浜市より地価公示価格は高く、逆に流出している碧南市や西尾市、半田市、東浦町さんは高浜市より地価公示価格が低いというような状況になっておりますので、そういったところが要因であるのかなと分析しております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございました。

本市は、企業城下町の一つであるとともにベッドタウンでもありますよね。何より、地価が他市に比べて安く職場へのアクセスがよいとなると、憧れのマイホームを手に入れやすくなりますよね。

人口が増加した市町村では、20歳代から40歳代の人口構成割合が高く出生率が高くなっています。

それでは、本市の人口増加の状況と面積を考えると、人口密度は比例して上がってきたと考えますが、市全体の人口密度はいかがでしょうか。また、本市はD I D（人口集中地区）に該当するのか、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 本市の人口密度でございますが、令和7年2月1日時点での数字でございますが、1平方キロメートル当たり3,736人となっております。

高浜市につきましては、13.11平方キロメートルのうち10.17平方キロメートルが人口集中地区となっている状況でございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

本市は、面積が近隣市に比べ狭い分、人口が集中し人口密度が高くなっています。

人口密度が低下するとインフラの維持管理や各種行政サービスが非効率化するといった相関関係があることから、人口の減少はまちの機能を低下させてしまうファクターの一つと言っても過言ではありません。

本市の市域13.11平方キロメートルのうち10.17平方キロメートルがD I D、いわゆる人口集中地区が市の大半を占めます。D I Dの面積が大半を占める本市において、人口分布のベースで考えると都市のコンパクト化は必要なのでしょうか。全体の人口密度は、県内市町村において高く上位であります。市内でも偏りはあると考えます。

人口密度の高い地区を順に、低い地区を順に教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 人口密度でございますが町別で御回答させていただきますが、人口密度の高い地区につきましては、一番人口密度が高い町は湯山町、2番目としましては沢渡町、3番目は八幡町、4番目は春日町、5番目が呉竹町というような状況になっております。

逆に人口密度の低い地区でございますが、一番低いところでは新田町、2番目に低い地域が清水町、3番目が豊田町、4番目が碧海町、5番目が本郷町というような状況になっております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

まとまることなく高い地区、低い地区それぞれ点在しているかと思います。本市は人口集中地区であるものの、細かく見ていくとやはり偏りはあるかと思います。

制度や仕組み、あるいは政策については、その時々状況に合わせて見直されていくものですが、人口増加を予測していたが僅かに減少に転じている本市の人口、問題は人口の規模や

構成といった大きな変数が急激に変化していくその速度であります。急激な変化の中で世の中の仕組みが柔軟に変わっていかない場合にはいろいろな歪みが生ずることになり、また、急速に仕組みが変わっていく場合には将来の展望を描きにくくなります。

いずれの場合であっても安定して持続的に行政サービスを行っていく上ではマイナスになります。

では、新設の住宅の着工数を上回るスピードで世帯数が減少していると言われていています。既存住宅の除却や住宅用途以外への有効活用が進まなければ、2033年の総住宅数は約7,100万戸へと増大するとの推計があります。

そこで、本市において把握している住宅着工数の推移と宅地面積の推移について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 住宅着工数の推移と宅地面積の推移といたしましては、都市計画基礎調査で建物利用や土地利用の現況調査を行っております。

住宅着工数といたしまして、直近令和4年度では1,584件、前回の平成29年度では1,498件であったことから1.06倍ではありますが微増となっております。

また、宅地面積につきましては、直近令和5年度では約386ヘクタール、前回の平成30年度では約374ヘクタールであったことから12ヘクタール増加をしております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

この住宅着工数の推移と宅地面積ともに増加していますね。人口が僅かに減少している動きにもかかわらず増加しています。人口に占める高齢者の割合が増えてきたことから、死亡者数も右肩上がりの傾向で自然減となっておりますが、若い世代の流入が増えているということでしょうか。

将来人口5万2,000人の都市規模に対応した土地利用構想を定める中で必要な施策として、主要な駅周辺における歩いて暮らせるコンパクトな住宅地の形成を掲げてみえますが、具体的な施策イメージについてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 具体的な施策イメージといたしましては、駅周辺で低未利用地を活用した中高層の集合住宅や高齢者向け住宅などを誘導し、また商業機能をはじめとした多様な都市機能と調和した住宅地の形成を図ることとしております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

多様な都市機能と調和した住宅地の形成を図ると御答弁いただきました中で、中心市街地活性化は必要であります。

これまで人口の拡散や都市機能の郊外移転により中心市街地の商業機能の低下、空き店舗の増加、低未利用地の増加などが課題として挙げられています。

そこで、1998年、まちづくり三法が制定され、国と連携を取りながら中心市街地を盛り上げる動きが見られるようになりました。民間が参画しやすくするための新しい制度をつくる、地域の創意工夫支援として規制緩和の拡大など、中心市街地に対しての支援が可能となっています。

駅周辺でコンパクトな住宅地の形成を考えたとき、特に中心となるのが高齢化に向けた住宅の供給が考えられます。

本市の都市計画マスタープランの施策にも掲げられていますが、都市部では高齢者が郊外から利便性の高い中心部に回帰する動きもありますが、本市においてはどこまで考えますか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 議員の言われますとおり、本市を含め高齢者が利便性の高い駅周辺に居住する需要が高まるものと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

医療、福祉、商業などの生活サービスの持続性が向上し、生活に必要な施設が集まるため、高密度化や公共交通の推進で開発を促進し住みやすいまちとして住民が住みたい魅力的で持続的に暮らせるまちが実現できることと思います。そして、郊外に新たな住宅をはじめとした土地利用も可能となることと考えます。

本市の住宅着工件数及び面積が増えている中で、人口流入の受皿として新たな住宅用地の確保も施策の一つとして掲げていますが、2015年国勢調査、都市計画基礎調査から算出された目標年次である2032年度、市街化区域内に収容できない人は1,534人とされ、収容できない人口に対する新規土地需要面積は31.18ヘクタールと想定してみえます。

では、どのように住居系の土地を確保していくのか、方策をお願いします。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 住居系市街地の規模に関する方針といたしまして、現在、市街化区域内において住宅地として転用を推奨する低未利用地を全て活用した上、目標年次に収容できない人口に対しまして新規土地需要の面積について計画的な拡大を行うこととしております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

なるほど、転用を推奨する低未利用地を全て活用するというわけですね。

低未利用地の有効利用を不動産価値の向上にとどまらず市域価値の向上に結びつけていくことは重要な視点であると思います。

駅周辺については、歩いて暮らすことができるコンパクトな住宅地を形成して、住民、住居、様々なインフラを集約することによる住環境整備も必要でありますので、住居系の土地面積を広く確保することは難しいのではないかと少し思います。

そこで、既成市街地や市街化調整区域内における土地利用の転換についてどのように考え、推し進めていかれるのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 住居系の土地利用の方針といたしまして、工場や住宅が混在しています準工業地域において工場から住宅への転用が進展している地区では、良好な住環境を確保するため、用途地域の変更や地区計画の指定などにより土地利用の循環を図り、市街化調整区域内で一団として整備がなされている住宅地は、市街化区域の編入や地区計画制度を活用し良好な住環境の維持を図ることとしております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

土地利用の循環により、地域の特性に応じて住宅、工業、商業などの各施設の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図ることで良好な住環境の維持をお考えのようですが、住環境の中にも地域の価値の向上を図るため、住宅や生活するために必要な施設が高密度で近接した開発形態であるとともに、行政サービスが行き届く住環境であることが望ましく思います。

準工業地域において、工場から住宅への転用が進展する地区もありますが、昔ながらの産業が集積している地区の操業環境の維持、確保していかなければならない中、住宅用地と工業用地のバランスをどのようにとっていくのか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 住宅用地と産業用地のバランスにつきましては、必要に応じて特別用途地区や地区計画の指定などを検討し、操業環境の維持、保全を図ることとしております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

新たな工業用地の確保や既存大規模工場の拡張用地の確保を行い、産業の活性化も大きな課題となりますが、現在の本市における工業用地面積について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 都市計画のマスタープランにおける現状の工業用地面積といたしまして228.39ヘクタールとなります。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

人口の増減、景気、経済成長率、市内総生産、それから立地などの影響を受けるとは思いますが、

目標年次である2032年度において現在をベースとした工業用地の必要面積について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 工業用地の必要面積といたしまして、都市計画マスタープランにおきまして商業及び工業用地を合わせて産業用地として推計しております。

目標年次における必要な産業用地の面積といたしましては274.6ヘクタールと算出しております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

この目標年次における産業用地、274.6ヘクタールと算出しておられます。

かなり必要となってくる部分もあるかと思いますが、実際企業誘致を推進することにより市の税収の増加が図られ確固たる財政基盤の確立にもつながっていきます。さらには、人口の流入や定住人口の拡大、経済の活性化はもとより就業機会の創出など、多岐にわたる効果が期待できます。そのためにも、企業ニーズを捉えた工業用地の創出や立地環境の整備が必要と考えます。

新たな工業用地の整備及び企業誘致の計画について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 工業系の土地利用の方針といたしまして、臨海部においては衣浦港の特性を生かし、工業や流通機能が集積する一体を臨海部工業系拠点に位置づけ、操業環境の維持を図るとともに新たな産業を誘致するための用地を確保することとしております。また、内陸部においては、工場隣接区域に新たな産業用地の整備を促進することとしております。

最後に、幹線道路沿道部におきましては、集積する一団の工業地を幹線道路沿道部工業系拠点に位置づけ、交通の利便性等を生かし流通業務、機能の集積、また新たな産業の誘致を図るというふうにしております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

国道419、あの辺り、刈谷市部の部分については産業、工業用地として工業立地しておりますが、高浜市部につきましてもより利便性の高い工業地となると思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

中長期的に見ると、人口減少、それから少子・高齢化、産業構造の変化が土地に対する需要や土地利用に影響を与えることが予測され、低未利用地が一層増加することも懸念されます。

低未利用地の増加に対応した有効利用の必要性について、人口減少下における低未利用地に関する意識及び不動産の承継に関する意識調査の結果を見ると、中心市街地等にある低未利用地等について何らかの方法で利用されることが望ましいという回答が6割を超えており、国民意識の

上でも低未利用地の有効利用が強く求められています。

この低未利用地の有効利用は、地方圏の中心市街地の問題が典型的なケースとして捉えられる傾向があり、また、こうした地域で対応に向けた先進的な取組が多く展開されていると考えます。

この低未利用地の公有地を有効利用し、地域の価値の向上に結びつけている先進的な取組として、岩手県紫波町のオガールプロジェクトは有名であります。その基本コンセプトは、集客力のある施設の集積による地域拠点を形成し、役場庁舎や商業施設等の整備が段階的に行われ、地域の価値が持続的に向上していくことを目指しています。また、建物と空間のデザインの調和を図り、美しい町並みの形成にも取り組んだことにより、利便性や住環境が向上したことで周辺で住宅建設が活性化しました。

そこで、本市において低未利用地の活用促進を図るため、住居系及び産業を誘導する低未利用地の面積を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 現在の市街化区域における住宅地として転用を推奨する低未利用地の面積といたしまして70.9ヘクタール、また、産業を誘導します低未利用地といたしまして9.0ヘクタールでございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

低未利用地について少し伺ってまいりましたが、全国的に人口が減少する中で空き家や空き店舗が増加することも見込まれます。空き家等の増加は地域における様々な問題の発生につながるものが懸念されます。

民間のシンクタンクは、先ほどもちょっと申し上げましたが、新設住宅着工戸数が減少してもそれを上回るスピードで世帯数が減少することを予測しています。

また、既存住宅の除却や住宅用途以外への有効活用が進まなければ、2033年の総住宅数は約7,100万戸へと増大し、そのうち空き家数は約2,150万戸、空き家率は30.2%に上昇すると予測されていますが、本市の空き家数の推移と増加状況はいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 住宅・土地統計調査における本市の空き家数といたしまして、直近令和5年では1,590戸、平成30年では1,710戸であったことから120戸減少というふうになっております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

御答弁の中で空き家数を比較すると減少はしておりますよね。

全国的に2023年10月現在で空き家数は900万戸です。これは2018年度に比べて51万戸の増加で

あり、過去最多です。総住宅数が増え続けていて、空き家も増え続けています。何だかちょっと不思議な現象ではありますが、空き家にも別荘などの二次住宅、売却用の空き家、賃貸用の空き家などがありますが、総務省の国内空き家数及び空き家率の推移から、中でも賃貸用の空き家は大きな割合を占めています。賃貸用ということは家を借りる人が現れれば空き家が解消されます。

二次住宅、売却用の空き家、賃貸用の空き家を除いた空き家があります。例えば、転勤や入院などによって長期間住居世帯が不在の住宅、または建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅などで、最近はこのような種類の空き家も増加しており、2023年には空き家率で5.9%に達しています。

また、日本商工会議所による空き地、空き店舗の利活用促進に関する研究報告書によれば、人口規模にかかわらず多くの地域で中心市街地の空き店舗、空き地の問題が顕在化していると認識されています。特に、人口5万人未満の地域では9割超えで問題と認識されています。

本市の空き店舗の推移と増加状況はいかがでしょうか。また、今後の空き家、空き店舗の将来予測をどのように考えているのか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 空き店舗の状況につきましては、具体的な数値は持っておりませんが、空き家については先ほどもお答えしたとおり減少しております。

ただし、今後の社会情勢の変化によって空き家、空き店舗も含め増加することも考えられます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

空き家、空き店舗等の発生過程例として、親の死亡により住居を相続する者自身にも居宅があり、当面利用予定がないことから空き家にしておくケース、高齢化した商店主が閉店するも経済的に困っていないなどの理由から積極的に売却、賃貸をせず空き店舗のままにしておくケース、土地所有者が節税等の観点から空き地等を活用してアパートを建設、経営するも入居者が埋まらず空き家となっているケース、戸建て住宅団地においても分譲時、転出時に買手がつかない等により空き地、空き家となっているケース。

本市における空き家、空き店舗の主な原因をどう考えるでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 主な原因といたしましては、相続により取得した住宅の未利用であったり事業者の高齢化及び後継者の不在などが考えられます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

全国的な課題と符合しておりますよね。

市区町村へのアンケートによれば、全体の約半分の市町村が過去10年間で空き地が増加してい

ると認識しています。

これを人口増減率の階級別に見ると、人口減少率が高い地域ほど増加していると認識している傾向にあります。一方、人口増加率がゼロから10%の地域においても、3分の1以上の市町村が増加していると回答しており、人口が増加している地域においても空き家が増加している実態がうかがえます。

本市の人口増減と空き家、空き地増減の因果関係をどう分析するのか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 都市計画基礎調査の結果になりますが、低未利用地につきまして直近の令和5年度では24.23ヘクタール、前回の平成30年度では26.38ヘクタールと減少しておりますが、令和5年4月の人口は4万9,222人、平成30年4月では4万8,292人と増加をしております。

本市において低未利用地での開発行為など、宅地開発が人口増加の要因の一つとなったというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

本市においては低未利用地での開発行為などによる宅地開発が人口増加に自然と連動していることから、空き地は減少していることがよく分かりました。

では、都市の縮小に対して問題意識のある場所として中心市街地が多く挙げられている一方で、外部不経済をもたらす土地利用として郊外や既成市街地における空き家、空き地等が多く挙げられていますが、本市の空き家、空き地が発生する場所について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 本市における空き家及び空き地の発生場所といたしましては、空き家対策計画を策定しました平成29年度の実態調査では市内全域に分布をしておりますが、空き家については高浜地区、吉浜地区の旧市街地に比較的多く見られております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

やはり旧市街地に多く見られるようですが、空き家となった住宅の取得原因は、半数以上を先ほども申し上げましたが相続が占めると言われ、空き家の所有者の多くが遠隔地に居住しております。

空き家にしておく理由としては、解体に係る費用負担や当面の必要性がないことなどが挙げられています。

また、空き地にしておく理由として、当面の利用予定がないこと、所有者の高齢化のほか、希望する価格での売却、賃借が実現しないことが挙げられています。

一方、空き店舗については、商店主の高齢化による後継者問題や魅力ある店舗の不在、店舗等

の老朽化を課題として認識している傍ら、貸手側、借手側それぞれの店舗、商店街に対する評価に開きがあり、このため家賃に折り合いがつかず賃借に至らないという実態もあるとお聞きします。

本市における空き家、空き地、空き店舗等の利活用が進まない理由をお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 本市における空き家等の利活用が進まない理由といたしましては、空き家所有者の意向調査におきまして、今後の活用意向に対し現状のままで予定なしとする回答が最も多く、建物自体を利活用したいという意識が比較的低いことが考えられます。

今後の利活用する際の問題点といたしまして、リフォームしないと使用できない状態にある、賃貸、売買したいが相手が見つからない、建物に通じる道が狭くて利用しづらいなどの回答があります。

利活用が進まない理由といたしましては、建物の流通にうまく乗せられないことが一つと考えられます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

現状のままで予定なしと多くの所有者が意識を持つ中、エリア的に計画的に整備された戸建て住宅団地では住民の多くが同世代であることが多く、このような団地では高齢化の進行、入居者の減少が一気に進む場合があります。

戸建て住宅団地における空き家等の増加について、どのように考えるでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 計画的に整備されました戸建て住宅団地などでは、周辺道路なども併せて整備をされていることから、売却や賃貸などの利活用を促す施策を推進することが重要であるというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

今後、今の戸建て住宅団地同様、老朽化する分譲マンションも増えると見込まれます。また、入居者の高齢化が進むと維持管理や建て替えに要する費用負担が難しくなることが考えられます。

そして、資産価値が低下したマンションでは、売却先が見つかりにくく空き住戸が増えることも考えられます。

よって、老朽化への適切な対策が講じられない場合、戸建て住宅の空き家に比べ地域への影響が大きくなります。また、賃貸住宅等の集合住宅の空き家問題について、併せてどのように対策を講じていくのか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 分譲マンションにつきましては、令和5年7月にマンション管理適正化推進計画を策定し、管理組合による長期修繕計画によるマンション管理の適正化を促しております。

また、賃貸住宅等集合住宅の空き家につきましても、状況を注視し、国・県からの情報収集や近隣市の動向、先進事例について調査研究をしてみたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

管理計画認定制度のメリットを十分に生かし、御指導を行っていただきたいと思います。

土地所有者の居どころや生死が分からない所有者不明土地は、今後増加することが懸念されます。所有者不明土地が増加すると固定資産税の徴収が困難、老朽化した空き家の危険家屋化、土地が放置され荒廃などや公共事業の実施に支障が生じるなど、様々な問題につながります。

所有者が不明である場合に加え、相続を重ねて所有者が多数にわたっている場合についても現実には権利者間の協議、調整が著しく困難になることから必要な対策が望まれます。

空き家については、本市における空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、2019年度に市が取り組むべき空き家等対策の基本的な考え方を示す高浜市空き家等対策計画を策定しています。

本計画の対象期間は2019年度から5年間としていますが、具体的な成果についてはいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 計画に基づきまして空き家等の管理不全を防ぐため、市のホームページや固定資産税等の納税通知に同封いたしましたリーフレット等によりまして所有者への適切な管理を促しております。また、空き家等管理事業者等との連携や市場流通を円滑に促す仕組みづくりを行ってまいりました。

住宅・土地統計調査による空き家数が減少しており、一定の成果があったものと推測をされます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

空き家等管理事業者との連携や市場流通を円滑に促す仕組みづくりを構築したことにより、中古物件として空き家の減少につながったのかもしれない。

詳しくお聞きしますが、空き家等対策の基本施策の一つとして、所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する施策の取組として、空き家等管理事業者等との連携を掲げていますが、実際にどのような取組を行われたのか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 空き家等管理事業者等との連携につきましては、空き家等の所有者等が契約し、空き家等の目視点検、庭木の剪定、室内清掃などの業務を委託することができるよう協定を公益社団法人高浜市シルバー人材センターと令和元年12月に締結をいたしました。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございました。

空き家の維持管理、景観の保持などの取組により様々な空き家を取り巻く問題解決に努めているということでしょうか。

空き家自体に利活用する価値を見いだすことができれば、有益な活用につながっていくことと思います。

利活用や流通といった観点から、空き家等及びその跡地の利活用の促進に関する施策として所有者等と建物や土地を必要としている人を結びつける仕組みを構築した取組について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 平成30年10月に公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と協定を締結いたしまして、令和元年10月から空き家等の流通の手段といたしまして空き家バンクの開設、また空き家の管理、利活用、売却など様々な相談に対します空き家総合相談窓口を開設いたしました。

今後も空き家等の実態調査及び所有者等の意向調査を実施し、効果的な空き家対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございました。

空き家バンクには、家を探している人、空き家の処分に困る所有者、自治体にとって通常よりも安く空き家を買える、借りられる、地域活性化につながる、特性を生かした店舗などにも利用できるといったメリットがあると思います。うまくつなげられるようなまちづくりといった大局に立っての仕組みづくりを再びお願いいたします。

空き家等を住宅ストックや福祉関連施設として効果的に活用することにより、生活弱者等の住居の確保や住生活向上のための活用に取り組んでいただくことについては、今後検討を要望します。

2015年には空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。同法では、使用目的のない空き家のうち緊急性に鑑みて周囲に著しく悪影響を及ぼす空家のことを特定空家と定めています。

管理不全となり、保安上、衛生上、景観上など様々な問題を引き起こし、地域住民に悪影響を

及ばず空き家等について、特定空家に指定されると最終的には行政代執行で取壊しとなりますが、行政代執行などの措置を講じたケースはありますでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 特定空家等に認定いたしました空き家等につきましては、これまで所有者等に適切な管理指導を行っております。

現時点におきまして行政代執行などの措置を講じた事例についてはございません。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

倒壊の危険がある建物を放置するわけにはいきません。また、老朽化した空き家については解体、除却することが一番の対応策になると考えます。

しかし、それを単に解体するだけなら後に残るのは空き地であり、解体してもスポンジ化の要因のままであります。

ほかに利用転換できなければ問題の解決にはなりません。土地の所有権と利用権を分離した利活用、行政の関与や働きかけなどによってスポンジ化した穴を埋めること、あるいは契約的手法の導入やコミュニティー活動を促進する仕組みづくりによってスポンジ化による穴の発生を予防する方策などが考えられます。

人口の増減、空き家、空き地の現状と対策から確認してまいりましたが、都市がスポンジ化している、この状態には現況等で把握できる目安は果たしてあるのか、人口密度、空き家の分布、低未利用地の規模や分布など、こういった状態だとスポンジ化していると判断するのは難しいところであります。

都市のスポンジ化は、インフラや生活サービスの維持を困難にします。人口密度が下がると公共交通や医療、福祉施設が縮小または撤退し、高齢者や車を使えない住民が生活の支障を来す事態に陥ります。また、空き地や空き家の増加はコミュニティーの結束を弱め、地域社会そのものが衰退するおそれがあると考えられますが、いま一度、地域コミュニティーを考え直す時期に来ていると考えます。

細かい地域組織も利点はたくさんありますが、本市におきましてはまち協をはじめとした付加価値をつけた大きな単位でのコミュニティーの密度を高め、生活サービスの縮小、撤退、インフラの非効率化、コミュニティーの存続危機を解消、回避していくところだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 時代の流れやコロナ禍の影響で地域コミュニティーの在り方が問われる時期に来ているというふうに感じております。

昨今、様々な団体が解散という選択をしていく中で、細かい地域組織をつなげコーディネート

とするまちづくり協議会の役割は非常に大きなものと考えております。

付加価値をつけた大きな単位でのコミュニティは、リソースの効率的な配分を促進すると考えます。また、人やサービスが集中することで、各種サービスの経済的効率が向上するものと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございました。

コミュニティも含め、まちの魅力が低下することで、地価の下落や人口流出が進みます。

実際に、中心市街地の空き地や空き店舗の増加により、歩行者数の減少や地価の下落が続いている事例もあります。このような環境は、転入者を減少させ地域の活気を失わせるだけでなく、景観や治安にも悪影響を与えます。

空き地や空き家の増加は、不法投棄や放火などのリスクを高め、周辺地域の防災防犯機能を低下させます。さらには、空き家が犯罪に利用される事例も報告されており、地域住民の不安を増幅させることになってしまいますが、どう取り組んでいかれるのでしょうか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 空き家対策といたしましては、建物の利用実態や管理状況を調査するとともに、空き家と認められた場合、建物所有者等を調査し、その所有者に対しまして適切な維持管理を行うよう指導をしております。

また、空き家等を増やさないことや、御質問のごございました不法投棄などの諸課題につきましては、関係機関との連携を図るなど対策を講じてまいります。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

人口減少とスポンジ化は、地域経済全体を停滞させます。需要が生まれないことで起こる商業やサービスの縮小は雇用機会の減少を招き、さらには人口流出を加速させる可能性があります。また、地域経済が停滞すると、税収が減少することで地域のインフラやサービスの維持が難しくなり住民生活に悪影響を及ぼします。

人口密度と行政コストには負の相関関係があり、人口が少ない地域ではインフラ維持やサービス提供が非効率化します。その結果として、住民負担が増大したりサービス水準の切下げが余儀なくされたりする事態が想定されます。

現在、公共施設に関する取組、DXの推進をはじめとする施策が展開される一方、都市計画においても面的な考え方としてさらなるコンパクト化も考えられますが、まずは行政サービスをどのように維持していくのか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 行政サービスを維持していくための取組の方向性としましては5点ほ

どあるというふうに考えております。

1つが、サービスの統合と連携。これにつきましては、複数の行政サービスを統合し、効率的に提供することでコストを削減すると考えております。

2つ目が、DXの推進です。デジタル技術を活用してサービスの効率化を図るところでございます。

3つ目が、地域特性を生かしたサービスの提供でございます。これは、まちづくり協議会などの取組を通じて地域ごとの特性やニーズに応じたサービスを提供することで、住民の満足度を高め地域への定住を促進するものと考えております。

4つ目が、住民参加型の政策立案です。これは、住民の声を反映させた政策の策定を行い、地域のニーズに沿った行政サービスを提供することでコミュニティーの活性化を促すものと考えております。

5つ目が、民間との連携です。これは、地域の企業やNPOと連携し、行政が提供するサービスの補完を図ることができると考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） 企画部長、どうもありがとうございました。

今年度末で役職定年を迎えられますが、多くの的確な御答弁や要望をお聞きいただき、どうもありがとうございました。長きにわたりお疲れさまでございます。

それでは、土地利用の転換過程で生ずる暫定的な需要の受皿になること、都市中心部での将来の整備事業の種地になること、成熟社会の市街地にふさわしいゆとりの空間を提供することなど、都市のスポンジ化に対してプラス面で捉えようとする考え方もあります。

かつては、都市が無秩序に拡大していくことが懸念されたスプロール化現象、都市が郊外化していくドーナツ化現象、バブル崩壊後は都心部の地価が下がったことやマンションの大量建設に伴う都心回帰現象がありました。

このスポンジ化は、ゆっくり、小規模、多数でランダムに起こり、コントロールをしにくいことが特徴であることから、都市のスポンジ化への対応の必要性を考えたとき、都市計画の重要な施策としてやがて迎える人口減少社会にあっても利便性が確保された都市生活を持続させるため、人口密度が適度に維持された市街化の形成を目指すコンパクトシティ政策を推進することが必要であるとされます。

将来的にコンパクトシティを目指すことや新たな土地利用のための制度を活用した取組を行っていくのか、はたまたその他の方策をもってなのか、その上での解決策を確認していきます。

低未利用地の利活用について、都市計画マスタープランには必要な施策として掲げられています。

例えば、国の低未利用土地利用促進協定制度は、人口減少などの影響で増加している町なかの

低未利用土地や建物の有効活用を進めるための仕組みであります。

この制度では、該当する土地や建物を適切に利用できるよう、施設の整備や管理に関する協定を結びます。市町村や都市再生推進法人といった地域のまちづくりを担う組織が主体となって土地勘や経験を生かして活用を進めることができます。

では、この本制度を活用して都市のスポンジ化に付随する地域課題解決に努めてはいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 本市の人口ビジョンでは、2040年度まで人口増加が見込まれており、それに合わせまして都市計画マスタープランにおきましても低未利用地は住宅地、商業地としての人口増加に対応した土地利用として考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

では、一方、土地の荒廃や防犯・防災上の観点からその管理の在り方についても課題となっております。

空き地が増加しつつある既存集落や住宅団地等においても、空き地における雑草の繁茂、樹木の枯損等を防止し良好な生活環境等を維持するため、所有者自ら跡地等を適正に管理することが困難な場合、市町村または都市再生推進法人等は跡地等管理区域内で所有者等と管理協定を締結して当該跡地の管理を行うことができますが、将来に向けた考えをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 管理協定を締結し跡地等の管理を行うことは、空き家及び空き地対策の一環として有効な手段の一つと考えております。

本市の人口ビジョンでは、今後も人口増加が見込まれておりますが、今後の社会情勢の変化による人口動向に注視し、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

都市部において良好な都市環境の形成に不可欠な緑地、オープンスペースがいまだ不足している地域が存在していると言われております。

財政面の制約等から、地方公共団体が用地を取得し、都市公園を整備することには限界があることから、増加する空き地を活用する方策として、都市緑地法において市民緑地認定制度を創設し、土地の所有者の協力の下、NPO法人や企業等の民間主体が設置管理者として市町村長の認定を受けて空き地等を公園的な空間に整備、利活用する取組を促進する制度もありますが、この取組についてはどう考えますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 都市部において良好な都市環境の形成に不可欠な緑地、オープンスペースの整備手法といたしまして、議員おっしゃるような市民緑地認定制度の有効性は認識をしております。

ただし、人口ビジョンにおきまして今後人口増加が見込まれていることから、本市におきまして空き地の活用といたしましては、まずは住宅地や商業地としての土地利用を優先したいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

あくまでも付加価値の高い土地利用という観点でお聞きしました。

市街地の低密度化、高齢者の人口急増による医療、福祉サービスの提供や地域の活力維持の低下による都市のスポンジ化を引き起こす問題を解消するためには、生活サービス機能や住宅の集約、誘導が鍵となってくることでしょう。

コンパクト化によって人口が集約されれば、その分税収も安定し1つのサービスに使える財源が多くなり、より充実したものを提供できるようになると考えます。

コンパクト化を実現した場合、一定数の人口が1か所に集まった結果、医療、福祉、商業などのサービスの持続性が向上し、生活に必要な施設が集まるため、移動も徒歩や公共交通機関で通えるようになります。

その一つの方策として、立地適正化計画制度があります。市町村が都市全体の視点から作成する都市計画マスタープランに基づき、住居機能や福祉、医療、商業などの都市機能の配置や公共交通の充実を目指す取組であります。この制度は多極ネットワークのコンパクトシティを実現するための指針ともなり、民間の都市機能投資や住居誘導を効果的に進める役割を持っています。

結果的に、都市のスポンジ化を軽減し、有効な土地利用、行政サービスの効率化も可能となりますが、ずばり本市にとって都市のコンパクト化は必要な取組と考えますか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 人口減少、高齢化が進む中、特に地方都市では地域の活力を維持するとともに医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるようデマンドバスと連携したコンパクトなまちづくりを進めることが重要であると認識しております。

本市では、市域が狭い中で駅が複数立地し、徒歩、自転車、またはチョイソコたかはまの利用により駅を中心とした移動が可能となっております。また、医療、福祉施設、コンビニやスーパー、ドラッグストアなど、生活必需品を購入できる場所が市内に点在し、徒歩や自転車で移動ができることから、コンパクトシティがおおむね形成されておりますが、今後の社会情勢の変化により人口減少が進んだ場合、立地適正化計画制度は日常生活に必要なサービスを住民が身近に享受できるよりコンパクトなまちづくりを目指す上で必要な取組であると考えております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございました。

都市のコンパクト化は人口減少に起因する諸課題、持続可能性、財政難などの課題に対応して適しています。

都市のコンパクト化は、密度を高め、移動性を高め、発展させることで都市計画を通じて効率のいい住民サービスを実現します。住民が誇りを持てるような持続可能な都市にすることで、都市に貢献し、そこにとどまることを目指しています。

本市においては、高浜市公共施設総合管理計画の下、公共施設全体の在り方を明らかにし、施設の更新、統廃合、長寿命化を計画的に実施し、財政負担の軽減、平準化を図っています。

また、D Xの推進に取り組む中で、書かない、待たない、行かないデジタル窓口の実現を目指し、公共交通網においてはデマンド交通であるチョイソコたかはまの実証運行を開始し、公共交通網をさらなる大きなものへと広げております。

都市のコンパクト化を銘打って推進しているというわけでもなく、これらの取組がおのずとコンパクト・プラス・ネットワークへと誘導し、行政サービスの効率化を図り、そして本市の都市のスポンジ化の抑制につながっているかと考えます。

吉岡市政16年の取組の所産として、コンパクトなまちがゆえのコンパクトなまちづくりが実現できていると思います。

このような施策の下、改めて都市の全体のコンパクト化は必要ないと考えるものの、近い将来、人口減少が顕著になったとき、さらなるコンパクト化、D Xや公共交通網を再構築し、必要であれば新たに集約した複合施設を考えることも必要であることを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は13時30分。

午後0時17分休憩

午後1時30分再開

○議長（杉浦康憲） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、長谷川広昌議員。一つ、財政運営について、以上1問についての質問を許します。

9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました財政運営についてにつきまして一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

我が国の経済は、名目G D Pが600兆円、設備投資は100兆円とそれぞれ過去最高を更新し、賃金も33年ぶりの高い賃上げ率が実現するなど、状況が改善しつつあります。

一方で、地方自治体は、物価の上昇、人件費の増加、金利の上昇など、避け難い歳出の増加に

直面し扶助費の増大と併せて今までより一段と難しい財政運営を迫られております。

地方自治体は、国と一体となり社会の変化などに的確に対応しつつ、多様な行政サービスを安定的に確保し持続可能な地域社会の実現に取り組んでいかなければなりません。そのためには、経済の好循環と財政の健全化を両立させ、確固とした財政運営をしていく必要があると考えます。

そこで、本市の現在の財政状況について、令和5年度の決算状況を踏まえどのように認識し評価しているのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） 財政状況につきましては、令和5年度決算におけます経常収支比率が97.6%であり、前年度比では2.7ポイント上昇したところでございます。

一方、財政健全化判断比率では4つの指標全てが法で定めております早期健全化基準を下回っているところでございまして、健全な財政運営を維持できているものと考えております。

なお、財政健全化判断比率のうち実質公債費比率及び将来負担比率が上昇しているところではございますが、このことに関しましては、現在、公共施設推進プランに沿って進めております公共施設の大規模改修などにおきまして多額の財源が必要とされる中、地方債の活用を図っていることによるものが主な要因であると考えております。

いずれにしましても、現在の財政状況をしっかりと認識しつつ持続可能な財政運営をより堅実なものとしていくため、今後とも予算編成を通じて事業費の見直しを図っていくなど、取組を引き続き続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

次に、歳入における自主財源、また歳出における義務的経費の状況について、令和元年度から5年度までの決算においてはどのように推移しているのか、また、今後の見通しはどうか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） 歳入におけます自主財源につきましては、市税をはじめとしまして合計でおおむね110億円程度安定的に維持できているところでございまして、令和5年度決算時では約114億2,000万円でございます。

また、歳出における義務的経費につきましては、扶助費をはじめとして合計80億円程度にて推移をしているところでございまして、令和5年度の決算時では約80億9,000万円でございます。

なお、今後の見通しにつきましては、昨今の賃金上昇ですとか物価高騰の影響もありまして義務的経費であります人件費、扶助費のほか物件費におきましても上昇することが見込まれるとともに、また公債費につきましては金利の上昇が想定をされますことから、引き続きこれらを注視

しつつ健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 9 番、長谷川広昌議員。

○9 番（長谷川広昌） ありがとうございます。

冒頭でも申し上げ、今答弁でもございましたが、今後さらに人件費、扶助費、公債費という義務的経費が増加すると予測されますので、今まで以上に先を見据えた健全な財政運営をお願いしておきます。

次に、本市は財政力指数が1以上であり、数字上は財政が豊かだと判断されます。

不必要な支出をしているわけではないと思うのですが、なぜこれほど厳しくなるのか、分かりやすく教えてください。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） お答えいたします。

財政力指数につきましては、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値というものでございます。この財政力指数が高いほど、普通交付税算定上、留保財源が大きいということとなりまして、財源に余裕があるというように言われているところでございます。

本市の令和5年度決算におけます財政力指数が1.01でございまして、僅かに1を上回ったということから普通交付税は不交付とされたところでございます。

なお、この普通交付税が不交付でありましたことによって、財政運営におきまして様々な影響がもたらされているところでございます。

例えば、国の各省庁が所管しております国庫支出金に関しましては、財政力指数に基づきまして交付税の割り落としなどがされております。また、GIGAスクール構想の前倒しに伴う教育環境の整備など、国による制度改正に伴う財源、その多くが交付税により措置をするということとされているところでもございます。

加えまして、年々その規模が拡大をしておりますふるさと納税による個人住民税の減収分につきましては、不交付団体へは補填がなく、財政運営に大きな影響を与えているというところでもございます。

なお、これらのことに関しましては、国におきまして不交付団体が置かれた状況を正しく御理解をしていただきまして、交付団体、不交付団体問わず地方の財源充実が図られるように国に対しては要望しているというところでもございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 9 番、長谷川広昌議員。

○9 番（長谷川広昌） ありがとうございます。

国に対してやっぱりもう少しというかさらに交付税制度の見直しを検討していただくように働きかけをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、令和5年度の経常収支比率がたしか97.6%であったと記憶しておりますが、上昇の要因をどのように分析しているのでしょうか。また、今後の改善に向けてどのように取り組んでいくのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） 令和5年度決算におけます経常収支比率が前年度と比較をしまして2.7ポイント上昇したというところでございます。

この上昇の主な要因といたしましては、初めに経常的に収入をされる一般財源におきまして普通交付税の不交付の減収があったというところでございますが、株式の譲渡所得割の交付金が前年度比では約3,100万円の増収となりました。また、このほか配当割交付金が約940万円の増、法人事業税交付金が約860万円の増となったところでございまして、合計では約3,300万円の増収となったところでございます。

しかしながら一方、経常的に支出がされます経費の面では、補助費等で約1億7,000万円の増加、扶助費では約9,000万円の増となるなど、歳入面を上回る歳出の増加が大きく影響したところでございます。

また、このような上昇の傾向というのは、近隣市ですとか県内各市におきましても同様であったというところでございます。

なお、今後の改善に向けた取組といたしまして、歳入面では、国や県の補助金などの確実な確保、そして市税徴収率の向上に取り組むなど、財源の確保に一層努めるとともに、歳出面におきましては、経常経費の見直しに引き続き取り組むほか、事業の重点化によりまして物件費の削減を図るなど、効果的かつ効率的な財政運営を行う必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

今、答弁にございました扶助費9,000万円の増の内訳はおおよそ何が増加したのか見当がつかますけれども、経常的に支出される経費で補助費等の約1億7,000万円増加したとありましたが、これの主な要因は何なんでしょうか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） お答えいたします。経常的に支出をされます経費の面で補助費等が約1億7,000万円の増加というところでございますが、主な要因といたしましては衣浦衛生組合分担金におきましてその充当する一般財源が約9,900万円の増加、これが主な要因であったというものでございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 9 番、長谷川広昌議員。

○9 番（長谷川広昌） ありがとうございます。

衣浦衛生組合への分担金、これがごみ処理の経費なので、いわゆる準義務的経費みたいなところ、それが増ということで致し方ないというか、仕方ないとは思いますが、先ほどの答弁でございました今後の改善点としてはさらに経常経費の見直し、重点事業化による物件費の削減をするということで、本当にこれ大変な任務だと思いますが、持続的、安定的な市民生活を堅持するためには何とぞここは頑張ってください。

やはり、口で言うのはやっぱり簡単でありますけれども、実践するというのが私も本当大変難しいと理解しておりますので、この話はこれで終わりたいと思います。

次に、実質収支及び実質単年度収支について、令和元年度から5年度まで決算においてはどのように推移しているのか。

なお、実質単年度収支が赤字であれば財政調整基金の取崩しが影響されているかと思われます。基金の具体的な充当先は何であったのか、また、この結果についてどのように認識し評価しているのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） お答えいたします。

地方公共団体の財政収支が実質的に均衡しているかどうかを測定するため用いられております指標の実質収支につきましては、高浜市ではおおむね7億円前後の黒字を維持しているというところでございます。

なお、令和5年度決算におきましては3億5,000万円程度の黒字でありましたところですが、これにつきましては、標準財政規模の3から5%程度が好ましいとされているところでございまして、令和5年度標準財政規模では102億円でございます。その割合としましては適切であるというように考えております。

この実質収支の算出に当たりましては、当該年度の収入をされた現金、それと支出をされた現金の動きの形式収支から現金の支出としては表れてこない債務要素、これを控除した実質的な財政収支であると承知をしております。

このことから、実質収支は言わば地方公共団体の純剰余また純損失を意味するものでございまして、実質収支に示される黒字または赤字は、財政運営の状況を判断する重要なポイントであると認識をしているところでございます。

次に、当該年度のみの収支を実質的に捉える指標であります実質単年度収支につきましては、年度により黒字または赤字となっているところでございまして、直近では令和4年度及び5年度決算におきまして赤字であったというところでございます。

なお、この実質単年度収支の算出に当たりましては、歳入歳出の中に含まれております黒字要素の財政調整基金への積立金など、あるいは赤字要素でございます財政調整基金の取崩し額につきまして、これらの要素が仮に歳入歳出に措置されなかった場合にどうなるかといったものを表したものでございます。

しかしながら、歳出面の措置でございます財政調整基金への積立てがなかったとすれば、当然剰余金として翌年度繰越しされまして黒字の一部分を占めるということになりますし、また、歳入面の措置でございます基金の取崩しがなかったとすれば、それ相当の剰余金が減少するというだけのことでございますことから、実質単年度収支が黒字または赤字であるかによって決算収支のよしあしが左右されるものではないというようにされているところでもございます。

なお、財政調整基金の取崩しに当たりましては、財政調整基金の設置及び管理に関する条例の6条に基づきまして、財源が不足する場合における財源調整として活用しているところでございます。

いずれにしましても、現在の財政状況をしっかりと認識し、持続可能な財政運営を堅実なものとしていくため、今後とも長期的な財政収支の均衡を保持するべく、これら収支の動向には留意をしつつ、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

実質単年度収支が2年連続赤字ではありましたが、これは一喜一憂しなくてもよいということで安心をいたしました。

しかしながら、赤字状態を恒常化してはやはりいけないと私は考えるので、今まで以上に細心の注意を払ってお金のやりくりをしていただきたいと思います。

次に、財政調整基金や公共施設等整備基金の残高について、令和元年度から5年度までの決算時においてはどのように推移しているのか、また、市民にとって本当に必要なもの、本市が実現したいものに対して限られた財源を優先的に充てていく必要があると考えます。現在の財政状況を踏まえ、今後の財政運営をどのように取り組んでいくのか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） お答えいたします。

決算時におけます財政調整基金の残高につきましては、16億円を上回る規模にて推移をしているところでございまして、令和5年度決算時の残高は約16億2,000万円でございます。

また、公共施設等整備基金の残高につきましては、年々減少しているところでございまして、令和5年度決算時の残高としましては約2億5,000万円でございます。

なお、この公共施設等整備基金につきましては、公共施設等整備基金の設置及び管理に関する

条例6条に基づきまして、公共施設総合管理に関する施策推進の財源に充てることができる規定をしているところでございまして、現在進めております公共施設総合管理計画を推進するために作成をする公共施設推進プラン、これに掲げる事業の財源として活用をしているというところでございます。

次に、これら基金を含めまして本市の限られた財源を配分するに当たりましては、毎年度策定をしております予算編成方針にて掲げておる重点取組事業に対しまして優先的に予算配分をしているところでございます。

本定例会に上程をさせていただいております令和7年度当初予算におきましては、安心・安全な子育て環境に関する事業をはじめ6事業としているところでございます。

今後の財政運営に当たりまして、引き続き予算編成を通じて事業の見直しを図っていくなど、取組を継続していくということ、また、現在の財政状況をしっかりと認識をしつつ、事業の重点化によりまして効果的、効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

財政調整基金の残高が3月補正後には約16億円、令和7年度当初予算後だと約9億円になるようですが、昨日も財政調整基金の在り方についてのやり取りがありましたけれども、標準財政規模の10%が妥当という考えから、本市においては10億円を財政調整基金残高の目安に設定していると理解をしております。

昨日のやり取りの中であった10億円をいつときでも切ったら駄目よという考えも一つの視点としては大事なことだと考えますが、やはり様々な角度、視点でバランスよく大局的に財政は考えていく必要があると私は考えております。

今、目の前の市民サービスの充実や確保、バランスがとれた予算編成、次年度以降の財政見通しなど、大局的に市政運営をしていった結果が今のこの財政調整基金の残高になっているという考えでよろしかったでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 長谷川議員おっしゃられるとおりいろいろとバランスを考えながら市民サービスを向上させながら、片や公共施設の整備等も行っていないといけない中でいろいろと工夫をしながらやってきた結果であります。

さらに、これ私が考えていることですが、やはり財政調整基金の残高、先ほど長谷川議員が言ったように、やっぱり標準財政規模の10%である10億円、ここはできれば堅持していきたいなというふうに思っております。ただ、その考えというのはあくまでも決算時というようなところ、ですので、例えば令和5年度の決算では16億2,000万円ぐらいありました。また、この令和6年

度の3月補正後でございますが、決算見込みの中でも16億8,000万円ほど財調としては確保、堅持できているというような中で、あくまでも予算編成時、当初予算編成後というのはこれはあくまでも予測であって現実のものではございませんので、あくまでも決算の時点で考えていきたいというふうに思っております、当然16億円を上回っているところですので、当然そこは目安を大きく上回っているというふうで考えております。

ただ、今後やはり、今は安心して、昨日も申し上げましたように今後やっぱりインフレの中でどのように物価上昇等、今後どうなっていくか分からない中では、やはり予断を許さない状況がやっぱり続くと考えておりますが、引き続き基金残高の確保を含め健全な財政運営に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

もう一個、財政運営に当たって長期財政計画の在り方についても少し聞かせてください。

以前に申し上げたと思いますが、40年にわたる今の長期財政計画は、策定当初は非常に重要なものであったと考えております。しかしながら、時は流れ、今この変化が激しく先の読めない時代においては、その役割は変わってきたのかなと思っております。

私は以前から長期財政計画よりも今は中期、短期財政計画のほうが重要と考えていて、極端なことを申し上げれば短期が2年、中期が市長任期でもある4年でもよいのではと思っています。

財政計画の在り方についても見直す時期が来たのではないのでしょうか、その辺の考えを教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） まず、長期財政計画の考え方につきましては、これは長期財政計画の冒頭にてお示ししているところでございますが、公共施設の老朽化問題に対し施設の更新、統廃合、長寿命化を計画的に実施するために策定された公共施設総合管理計画の財政的な裏づけとなる計画でございます。

なお、公共施設の維持更新に当たっては、その財政負担が今後の財政運営に深刻な影響を及ぼすおそれもあることから、持続可能な財政運営の下で公共施設をよりよい形で次の世代に引き継ぐことを目的として策定して、毎年度改定をしているものでございます。

ただ、やはり公共施設の推進プランを今後も進めていく上では長期財政計画もやはり一つの目安としては今後も策定していく必要はあろうかというふうに考えております。

ただ、昨日も市長からも申しましたように、やはりこの財政見通しがなかなか推測がしづらい今のこの現状、そういった部分を踏まえた上で、さらにやはりその中で今年度、令和7年度の当初予算の予算編成、予算査定等も行っている中で、やはりちょっと感じたこととしては、長谷川議員おっしゃられたように、例えば向こう3年ぐらいのそういった財政計画をつくっておく必要

があるのかなと、そういうふうにはやっぱり感じたところもあります。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） 分かりました。ありがとうございます。

これまでの決算を踏まえて、令和7年度以降に向けて財政運営をするに当たって工夫してきた点、こちらがもしあれば教えてください。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） お答えいたします。

令和7年度以降に向けましては、予算編成におきまして今後の財政負担を踏まえて各部局における枠配分予算をお示しするとともに、これまで9月に実施をしましてまいりました予算編成事務説明会、これを2か月程度前倒しをして開催いたしました。このことで既存事業の見直し期間を確保するなど、改めて各事業の目的、必要性の見直しをしまして効率的、効果的な事業の推進を行うものとしたしまして、将来を見据えた予算編成を進めてきたというところでございます。

なお、国際情勢の緊迫化によります原油価格の上昇ですとか物価高騰など、大きく影響を受けるといった困難な状況下ではございましたが、財政調整基金繰入金の額、7億8,000万円程度というところで抑えることができたと考えております。

これらによりまして、高浜市の未来につなぐ当初予算を編成することができたものというように捉えております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

今、こうしていろいろと結果を拝見すると、吉岡市長はいい塩梅というかバランスというのか、首長としては絶妙な財政運営をしてきたのかなというふうに私は感心しております。昨日、市長がたまたまだとか謙遜しておりましたが、私はすごいなというふうに感じているところであります。

その市長が昨日答弁で、財政力の強化についてはさらに強化が必要で課題を残したとおっしゃっていましたが、今後どう課題解決に向けて取り組んでいこうと考えているのか、最後、総務部長、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 先ほど来申し上げたように、やはり今後本当に社会情勢、どうなっていくかわからないような、昨日から言っているようにインフレの状況が今後さらに多分加速していくのではないかなというふうにもちょっと思っている中で、ただ、そこに税収をはじめとした歳入のほう、そこがやっぱりどれくらいで追いついていくのかというところも今後注視しながら、特にやはりちょっと思うのは、健全化判断比率、ここの数値がここ数年ちょっと例えば

将来負担比率も悪くなってきます。それはやっぱり公債費が市債残高が増えていく中で、やっぱり財調のほうはやはり減少傾向にちょっとあるというような中で、やはりこれが少しずつ悪くなってきています。

また、特にちょっとやっぱり危惧するのが、実質赤字比率、ここもまだ黒字ですのでマイナスではありますが、もしこれがプラスに転じるようなことがあっては絶対にならないというふうに、そういうことも考えております。

ですので、そういったことをまず注視しながら、より特に経常経費の縮減、特に経常一般財源、ここを何とか抑えて持続可能な財政運営に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。ぜひ頑張ってくださいと思います。

本市の財政は外的、内的、様々な要因が重なり、現在、大変厳しいと再認識いたしました。私は、大局的に財政運営をしていくためには、大きく次の3点が重要だと考えております。

1点目は、職員、議員、市民がこの認識を共有していくこと、2点目は、今、国では地方への教育費や給食費の財源手当を検討しておりますが、国が行うもの、地方が行うものというふうに国と地方自治体の財源を含めた役割分担の明確化、最後、3点目は、非常時、緊急時に備え、いざという時のために貯金をできる限り増やしておく、そのためには、今まで以上に歳出の削減をしていかなければなりません、またこれは次の機会に質問をさせていただきたいと思います。

最後に、市民サービスが安定的に持続する財政運営をお願いし、一般質問を終えたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（杉浦康憲） 以上で通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。

質問は1人1問5分以内といたします。

なお、関連質問ですので簡潔にお願いいたします。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 本日の2番議員の質問で、当局の企画部長のほうが今後の高浜市としての方針というか目指すものとして4点ほど言われたんですけども、その中で、サービスの統合と推進と住民参加型の政策立案というところが、ちょっと私、具体的にどういうものかイメージできなかったの、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 参画と参加という違いがありますが、その参加というのが、それぞれいろんなところにその場所に行ってみて行ってみることで、参画というのが、それをする

に当たって考えて一緒に行動するということであります。これにつきましては、行政、市民が一緒になって参画、計画してそれを進めていくということが重要であるというふうに考えて、私答弁させていただきました。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 答弁漏れですか。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すみません、サービスの統合というところについては御説明がなかったの
で、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） これにつきましては、同じような似たようなサービスを2つ、3つ行う
ということではなくて、1つにまとめて行っていくということで答弁させていただいております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） ほかに質問もないようですので、これにて関連質問は終了いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は3月5日午前10時であります。

本日はこれにて散会といたします。御協力ありがとうございました。

午後2時7分散会
